

## 入札公告（森林土木工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 6 月 2 7 日

分任支出負担行為担当官  
福岡森林管理署長 平井 郁明

### 1 工事概要

（１）工 事 名 経読林道 1 3 2 支線災害復旧工事

（２）工事場所 福岡県豊前市大字岩屋地内 （水源かん養保安林）

（３）工事内容 アスファルト舗装工 4 0 m

（４）工 期 契約締結日の翌日から令和 7 年 1 1 月 2 1 日まで  
（工期は、「4 週 8 休」を標準として設定）

令和 7 年 8 月 2 7 日（工事着手期限）までに工事を開始すること。

本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、余裕期間を見込んだ工事であり、工事着手期限までの間で、受注者は工事の着手日を任意に設定することができる。

契約締結の日から工事着手日の前日までの間は余裕期間となり、余裕期間内は技術者を配置することを要しない。

また、余裕期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。なお、余裕期間内に工事着手した場合においても、工期の終期の変更は行わない。

（５）本工事は、入札等を電子入札システムにより行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

（６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

（７）本工事は、週休 2 日を促進するため、現場閉所による通期の週休 2 日は必須とし、さらに月単位の週休 2 日に取り組むことを前提として直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事（発注者指定方式）である。

契約締結後、週休 2 日を確保して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）に基づ

く工事成績評価において評価を行うとともに、週休 2 日の取組実績証明書を発行する。

(8) 本工事は、令和 7 年 3 月 1 日以降の労務単価を適用した工事である。

詳しくは九州森林管理局ホームページ

[https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sekisan\\_kouhyou.html#290327](https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/tisan/announce/sekisan_kouhyou.html#290327)

を参照すること。

(9) 本工事は、令和 6 年度積算基準に基づくものであるが、令和 7 年 3 月 31 日に「令和 7 年 4 月から適用する森林整備保全事業設計積算要領等に係る取扱いについて」（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 687 号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知されたことを踏まえ、工事の発注者又は受注者は、国有林野事業工事請負契約約款第 63 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができるものとする。

変更後の請負代金額等＝ $P_{\text{新}} \times k$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）

$k$ ：当初契約の落札率

(10) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労務者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

- ・ 営繕費：労務者送迎費、宿泊費、借上費

（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

- ・ 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

## 2 競争参加資格

(1) 「予算決算及び会計令」（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 九州森林管理局における土木一式工事に係る C 又は D 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること（「会社更生法」（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、九州森林

管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。))。

(3) 「会社更生法」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成 22 年度以降公告日の前日までに元請として、次に示す森林土木工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長（以下「森林管理局長等」という。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成 10 年 3 月 31 日付け 10 林野管第 31 号林野庁長官通知）第 4 の 3 に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が 65 点未満のものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

【林道工事を発注する場合】

- ・ 森林土木工事：① 治山関係事業（溪間工事、山腹工事、地すべり工事、海岸防災林造成の工事）の工事
  - ② 林道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事又は保安林管理道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事
  - ③ 林道規定に定める自動車道 2 級以上に相当する作業道の新設工事
- のうち、いずれかの工事

(5) 「建設業法」（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく「主任技術者又は監理技術者」（以下「主任（監理）技術者」という。）の配置については、次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を配置できること。

ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

- ① 技術士（建設部門又は森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））、2 級土木施工管理技士、2 級建設機械施工技士又は林業技士（森林土木部門に限る。）以上の資格を有する者であること。
- ② 平成 22 年度以降公告日の前日までに、森林土木工事において、次の職務の経験を有する者であること。ただし、交代等により全工期（余裕期間は除く）のうち半分未満の経験を有する者は該当しない。

なお、当該実績が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が 65 点未満のものを除く。

ア 主任（監理）技術者

イ 主任（監理）技術者の下で行った工程管理、出来形管理、品質管理及び安全管理のうち、いずれか 2 以上の職務の経験のある者

ウ 現場代理人

- ・ 森林土木工事：① 治山関係事業（溪間工事、山腹工事、地すべり工事、海岸防災林造成の工事）の工事  
② 林道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事又は保安林管理道の新設工事若しくは改良工事若しくは災害復旧工事  
③ 林道規程に定める自動車道 2 級以上に相当する作業道の新設工事  
のうち、いずれかの工事

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

（6）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知。以下「工事請負契約指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

（7）森林管理局長等発注した森林土木工事で、過去 3 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に完成した工事で工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が 65 点以上であること。

（8）上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

（9）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書を参照のこと。）。

（10）「建設業法」に基づく本店又は支店若しくは営業所が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

また、経常建設共同企業体として資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、九州森林管理局管内の市町村に所在すること。

- (11) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (13) 下請契約等からの社会保険等未加入建設業者の排除等  
工事を施工するために締結した全ての下請契約について、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方にすることはできない。（ただし、適用除外者は除く。）

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
- ① 提出期間：令和 7 年 6 月 30 日から令和 7 年 7 月 11 日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、9 時から 17 時までとする。
  - ② 提出先：〒814-0006 福岡県福岡市早良区百道 1 丁目 16 番 29 番地  
福岡森林管理署 総務グループ  
電話 092-843-2100  
メールアドレス：E-mail：ky\_fukuoka@maff.go.jp
  - ③ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又は F A X によるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。
- (3) 申請書及び資料は入札説明書により作成すること。
- (4) 上記 (2) に規定する期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。
- (5) 省略を認める書類  
過去 3 年間（令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に完成した工事で森林

管理局長等発注の森林土木工事に係る工事成績評定通知書（写）の添付については、本公告による競争参加資格申請が今年度の２回目以降の申請であり、既に前回までの申請書に添付している場合には、様式に工事名、工事成績評定点等を記載した上で「〇〇森林管理（局、（支）署）令和〇〇年〇〇月〇〇日入札の〇〇工事において提出済み」と記載すれば再度の添付を要しない。（入札説明書を参照のこと）

#### 4 入札手続等

##### （１）担当部局

〒８１４－０００６ 福岡県福岡市早良区百道１丁目１６番２９番地  
福岡森林管理署 総務グループ  
電話 ０９２－８４３－２１００  
メールアドレス：E-mail：ky\_fukuoka@maff.go.jp

##### （２）入札説明書等の配布期間、場所及び方法

入札説明書等（図面類を含む。）は、本公告の日から入札日の前日までの期間において電子入札システムを用いて入手できる。

なお、電子入札システムによりがたい場合は次に掲げるところによる。

- ① 配布期間：令和７年６月３０日から令和７年７月２８日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く毎日、９時から１７時まで（１２時から１３時までを除く。）とする。
- ② 場 所：〒８１４－０００６ 福岡県福岡市早良区百道１丁目１６番２９番地  
福岡森林管理署 総務グループ  
電話 ０９２－８４３－２１００
- ③ 図面類は閲覧によること。
- ④ 配布資料は無料である。

##### （３）入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札方式による入札書を持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

- ① 電子入札システムによる入札の締切りは、令和７年７月２９日１０時２５分。
- ② 紙入札方式による入札の締切りは、令和７年７月２９日１０時２５分とし、福岡森林管理署 入札室において入札。
- ③ 開札は、令和７年７月２９日１０時３０分とし、福岡森林管理署 入札室において行う。
- ④ 紙入札方式による入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

#### 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行福岡支店）。ただし、金融機関又は保証事業会社（「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証会社をいう。）の保証（取扱官庁 福岡森林管理署）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。

なお、当該工事費内訳書の提出のない者のした入札、及び不備等があった者の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

この場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づく指名停止又は第 10 の規定に基づく書面若しくは口頭での警告若しくは注意の喚起を行うことがある。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中から「予算決算及び会計令」第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が 1 千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不适当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者としてすることがある。

(6) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を締結しないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定主任（監理）技術者の変更は認めない。

- （７）契約書作成の要否  
作成を要する。

- （８）関連情報を入手するための照会窓口  
上記４（１）に同じ。

- （９）一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
上記２（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３（２）により申請書及び資料を提出することができる。ただし、競争に参加するには、開札の時に、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

- （１０）資料の内容のヒアリング  
原則として行わない。ただし、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

- （１１）本案件は、入札及び資料の提出等を電子入札システムにより行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成 16 年 7 月 林野庁）による。

- （１２）本公告に係る森林土木工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードされたい。

詳しくは当森林管理局のホームページ

[https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku\\_yakkan/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html)

を確認すること。

なお、上記ダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とする。

- （１３）農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、「農林水産省発注者綱紀保持規程」（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働き掛けの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働き掛け）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他社を指名しないことの依頼

- ③ 自らが受注すること又は他社に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

詳しくは当森林管理局のホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koubo/index.html>

を確認すること。